

仕様書案(Apple iPad WiFi モデル・リース)

1. 件名

令和 7 年度・群馬県公立学校における 1 人 1 台端末の導入業務
iPad(リース方式)導入業務

2. 調達目的

全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和 2～3 年度に「1 人 1 台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGA スクール構想を推進。学校現場では活用が進み、効果が実感されつつある。

一方、1 人 1 台端末の利活用が進むにつれて、故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫るなどしており、GIGA スクール構想第 2 期を念頭に、令和 6 年から 5 年程度をかけて端末を計画的に更新する。

また、地方公共団体における効率的な執行等を図る観点から、県域での共同調達を実施する。

3. 調達機種

Apple iPad WiFi モデル

4. 調達台数

~~49,898 台~~ 49,931 台 (4 月 3 日修正)

自治体・学校ごとの台数・納期等は様式 4 を参照。

5. 調達方法

- ・ 公募型プロポーザル方式とし、本仕様書の内容に対する提案書、プレゼンテーション、費用により充足度合いを総合的に評価する。
- ・ 事業者の決定後 事業者は、自治体ごとに契約を締結する。
- ・ 費用支払は「リース」方式で契約する。(「購入」方式は別途調達)

6. 上限費用

1 台あたり 50,000 円(税抜)が望ましい。(以下、「1 台あたりの費用(税抜)」の金額)

- ・ 上限費用を超過した場合でも失格とはならない。
- ・ 1 台あたりの費用算定は以下とする。以下 4 点を提案書等に記載すること。
 - ✓ 補助金単価：端末本体等相当額 × 2/3 (消費税等仕入控除税額を考慮すると、原則、最大 5 万円 × 2/3。14.補助金の申請等 参照)
 - ✓ リース総額(税抜)：端末本体等相当額(税抜) × 1/3 × リース料率 × 60 か月

- ✓ リース総額(税込)：[端末本体等相当額(税抜) × 1/3 × リース料率 + 消費税および地方消費税] × 60 か月
- ✓ 1 台あたりの費用(税抜) = 補助金単価 + リース総額(税抜)

7. 業務範囲

8. 端末調達に係る基本的な条件

9. 端末の基本仕様

10. 端末の特記仕様

11. キットティング・納品の仕様【一部オプション】

12. 保守・保障の仕様【オプション】

上記項目は「購入」方式と同一。仕様書案(Apple iPad WiFi モデル・購入)を参照のこと。

13. リース契約の仕様

- ・ リース期間は5年以上とする。期間満了時、自治体の要望がある場合、契約延長に対応すること。
- ・ リース期間満了後は、学校毎に1か所から引き取ること。
- ・ リース期間満了時の返却条件について、返却台数の調整や、返却時のデータ消去・ロック解除の条件について、自治体の要望に応じて対応すること。提案時は、95%返却する条件で算定すること。
- ・ 料金低減を目的として、リース端末の残存価値を見込んだリース料の設定をしても差し支えない。ただし自治体との契約条件では、残存価格を設定しないこと。
- ・ 自治体の要望により、動産保険、新価特約付き動産保険を付保できることが望ましい。提案可能な場合、60か月のリース料加算額(税込)を示すこと。なお、その他の保守・保障の仕様は、「購入」方式の仕様書12項を参照のこと。

14. 補助金の申請等

- ・ 事業者は、文部科学省「GIGA スクール構想加速化基金管理運営要領」の「公立学校情報機器リース事業」の補助事業者となることを想定し、補助金の交付申請、実績報告の提出を想定すること。
- ・ 文部科学省「GIGA スクール構想加速化基金管理運営要領」
https://www.mext.go.jp/content/20240201-mxt_shuukyo01-000033777_2.pdf
- ・ 文部科学省「基金による1人1台端末の更新について」Q&A
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_02624.html
- ・ 補助金の支払いは、自治体による検収後、補助金の実績報告事務を滞りなく進める場合、リース開始月の翌月末を目途に支払われる想定。
- ・ 補助金の交付を受けることから、消費税等仕入控除税額を適切に取り扱うこと。具体的

には以下に留意すること。

- ✓ 事業者は、交付申請するにあたり、消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して申請すること。ただし、補助金の交付申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- ✓ 事業者は、実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して提出すること。
- ✓ 仕入税額控除に相当する額の計算例 1
 - ・ 端末本体等相当額：税抜 5 万円、消費税等仕入控除税額 5 千円の場合
減額する金額：5 千円 × (減額前補助金額 5.5 万円*2/3) / (5 万+5 千円)
- ✓ 仕入税額控除に相当する額の計算の例 2
 - ・ 端末本体等相当額：税抜 6 万円、消費税等仕入控除税額 6 千円の場合
減額する金額：6 千円 × (減額前補助金額 5.5 万円*2/3) / (6 万+6 千円)

15. 情報の取り扱い

- ・ 事業者は、個人情報や機密情報の管理について、各自治体の規定を遵守するとともに、個人情報の取扱いには十分に留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた環境において、業務を実施すること。
- ・ 個人情報保護の観点から、セキュリティに関する資格 (ISMS 及びプライバシーマーク) を取得していることが望ましい。